

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社はコーポレートガバナンスの充実を、経営の効率化及び健全性、透明性を向上させ、同時に株主、顧客、取引先、従業員などのステークホルダーの利益を重視した経営を行うために重要な要件であると位置付け、取締役会制度及び監査役制度等の機能を十分に発揮させることにより、適正かつ効果的なコーポレートガバナンスが実施できる体制の構築を図ります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

コーポレートガバナンス・コードの各原則について、すべて実施しております。

本報告書は、2018年6月の改訂前のコーポレートガバナンス・コードに基づき記載しており、改訂を踏まえた報告書については、2018年12月末までに提出いたします。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1 - 4 . 政策保有株式】

当社は、事業上の重要性や取引関係の維持、強化、連携等を通じ当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると判断する場合に、政策的に株式を保有いたします。

また、主要な政策保有株式については、取締役会で保有の必要性を検証します。

政策保有株式に係る議決権の行使については、その議案の内容を精査し、株主価値の向上に資するものか否かを判断した上で適切に行いません。

【原則1 - 7 . 関連当事者間の取引】

当社が、当社役員や当社役員が実質的に支配する法人、または主要株主等と取引を行う場合には、あらかじめ取締役会に付議し、その承認を得るものとします。

【原則3 - 1 . 情報開示の充実】

(1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社では、中期経営計画を策定し、その中で経営理念、経営計画等を開示しております。詳細は当社ホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。

<http://www.shimaseiki.co.jp/irj/plan/pdf/plan2018.pdf>

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書「1. 1. 基本的な考え方」に記載しておりますので、ご参照ください。

(3) 取締役報酬決定の方針・手続き

取締役の報酬は、固定報酬と当該事業年度の業績に連動した役員賞与によって構成し、またインセンティブ報酬として機能するようストックオプションによる報酬も組み入れております。なお、社外取締役の報酬は、その役割と独立性の観点から、固定報酬のみとしております。

取締役の報酬は、株主総会で承認された範囲内で、取締役会の決議により決定いたします。取締役会で報酬等を決議するにあたっては、その客観性を高めるため、社外取締役を委員長とする報酬委員会を設け、委員会での審議を経る手続きを行うものとしております。

(4) 取締役・監査役候補者選任の方針・手続き

取締役候補者の選任については、取締役会全体としての知識、経験、能力、専門性等のバランス、多様性が確保されるように配慮するものとします。

取締役候補者については、社外取締役の助言をもとに、取締役会での審議を経て、取締役候補者として株主総会に付議するものとします。

監査役候補者については、社外取締役の助言、監査役会の同意のもと取締役会での審議を経て、監査役候補者として株主総会に付議するものとします。

(5) 取締役・監査役候補者個々の選任・指名についての説明

取締役・監査役の選任理由は「株主総会招集通知」の参考書類に記載しております。

【原則4 - 1 . 取締役会の役割・責務(1)】

【補充原則4 - 1(1) 経営陣に対する委任の範囲の概要】

法令・定款において取締役会で決議すべきものと定められた事項について、「取締役会規程」において定めるほか、「職務権限規程」「決裁権限一覧表」を制定し、経営陣等の業務執行範囲を明確化しております。なお、意思決定の迅速化による経営の効率性の向上と責任の明確化を目的として、執行役員制度を導入しております。

【原則4 - 8 . 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、経営の透明性の確保及びコーポレートガバナンスの一層の強化を図るため、独立社外取締役を2名選任しております。

【原則4 - 9 . 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

本報告書「2.1. 機関構成・組織運営等に係る事項【独立役員関係】」に記載しておりますので、ご参照ください。

【原則4 - 11 . 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

(補充原則4 - 11(1) . 取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方)

当社では、取締役会の機能が効果的・効率的に発揮できるよう、取締役は15名以内の適切な人数で構成し、取締役会全体としての知識、経験、能力、専門性等のバランス、多様性が確保されるように配慮するものとしています。また社外取締役には、独立性に関し当社の定める基準を満たすとともに、多様な視点を取り入れる観点から、広範な知識と豊富な経験および企業経営、法務、財務・会計等の出身分野における実績を有する者から選任することとしております。

(補充原則4 - 11(2) . 取締役・監査役の兼任の状況)

当社の取締役・監査役の兼任状況は、「株主総会招集通知」、「有価証券報告書」において開示しております。

(補充原則4 - 11(3) . 取締役会の実効性についての分析・評価)

(1) 評価の方法

取締役および監査役に対して、取締役会の実効性に関して段階評価およびコメントを記載する方式の質問票を配布し、その結果をもとに、取締役会において分析・評価を実施いたしました。

(2) 評価結果の概要

当社の取締役会は、全般的に概ね適正に機能しており、審議、議論を通じた適切な監督が行われていることから、全体として取締役会の実効性は確保されていると評価いたしました。

一方、取締役会の実効性を更に高めるための取り組みとして、以下の点について課題として認識しております。

- ・取締役会の構成(人数、多様性)
- ・中長期的な経営戦略における議論の充実
- ・取締役の報酬制度のあり方
- ・リスク管理の議論の充実

(3) 今後の対応

当社取締役会は、上記評価結果を踏まえ、取締役会での議論の活性化、充実に向け、引き続き検討を続け、更なる取締役会の実効性の確保に努めてまいります。なお上記課題に対しては、執行役員制度の導入による取締役の減員や報酬委員会の設置など対応を進めております。

【原則4 - 14 . 取締役・監査役のトレーニング】

(補充原則4 - 14(2) . 取締役・監査役に対するトレーニングの方針)

取締役会は、取締役・監査役が期待される役割・責務を適切に果たすため、必要な知識の習得や適切な更新等の研鑽に努めることを奨励し、このためのトレーニング機会の提供や斡旋、必要な費用の支援を行います。また、社外取締役および社外監査役については、当社事業をより深く理解するための事業内容の説明等の機会を設けることとしております。

【原則5 - 1 . 株主との建設的な対話に関する方針】

当社では、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主・投資家等との建設的な対話を促進いたします。

- (1) ディスクロージャーポリシーに基づき、当社のIRに関するスポークスパーソンは、社長、経理担当取締役、情報開示責任者(総務人事担当取締役)、IR担当者としています。
- (2) IR担当部署である総務人事部は、経理財務部と適切に協働し、また関連部署と連携のうえIR活動を推進し、経営陣による株主・投資家等との対話をサポートします。
- (3) IR活動として、沈黙期間を除く株主・投資家との個別面談や電話会議、アナリスト・投資家向け決算説明会(期末・第2四半期の決算発表後)、個人投資家向け会社説明会等を行うほか、ホームページ、ディスクロージャー資料等さまざまな形で、より分かりやすい情報発信を行い、株主・投資家等との対話の促進を図ります。
- (4) 対話を通じて把握した意見・要望等については、必要に応じて経営陣および関連部門へフィードバックし、情報の共有を図ります。
- (5) インサイダー情報については、インサイダー取引防止規程に基づき適切に管理します。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新

20%以上30%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
和島興産株式会社	4,020,100	11.01
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,241,300	6.14
株式会社紀陽銀行	1,472,100	4.03
MSCO CUSTOMER SECURITIES	1,449,051	3.97
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,432,500	3.92
島 正博	1,070,000	2.93
島 三博	1,061,600	2.91
株式会社三菱東京UFJ銀行	880,000	2.41
合同会社和光	780,000	2.14
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) SUB A/C NON TREATY	715,200	1.96

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明 [更新](#)

大株主の状況は、平成30年3月31日現在の状況です。
割合については、当社が保有する自己株式87,983株を控除し、計算しています。
株式会社三菱東京UFJ銀行は、2018年4月1日付で商号を変更して、株式会社三菱UFJ銀行となっております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
一柳 良雄	他の会社の出身者													
残間 里江子	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
一柳 良雄			一柳良雄氏は、経済、産業政策等の分野における豊富な経験とともに企業経営者としての経営全般にわたる幅広い見識、経験を有していることにより、経営陣から独立した客観的な視点により、取締役会の適切な意思決定および経営監督の実現に貢献いただけるものと判断し、社外取締役として選任しております。また、上記会社との関係aからkのいずれにも該当しておらず、当社の「社外役員の独立性に関する基準」によっても、一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員としての職務を十分に果たすことが可能であると判断しております。

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
新川 大祐			新川大祐氏は、公認会計士・税理士としての豊富な経験を有しており、主に経理・税務的な観点から監査を通じ当社経営の健全性の確保に貢献いただけるものと判断し、社外監査役として選任しております。また、上記会社との関係aからmのいずれにも該当しておらず、当社の「社外役員の独立性に関する基準」によっても、一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員としての職務を十分に果たすことが可能であると判断しております。
野村 祥子		野村祥子氏が所属する法律事務所との間で顧問契約を締結し、顧問料等の支払いがあります。	野村祥子氏は、弁護士としての豊富な経験を有しており、主に法務的な観点から監査を通じ当社経営の健全性の確保に貢献いただけるものと判断し、社外監査役として選任しております。また、野村祥子氏が所属する法律事務所とは顧問契約を締結しておりますが、同氏は当社案件には一切関与しておらず、またその取引額の割合は同事務所収入の1%未満であり、当社の「社外役員の独立性に関する基準」を満たしているため、一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員としての職務を十分に果たすことが可能であると判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の数

4名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員はすべて独立役員に指定しております。

なお、当社は、下記の「社外役員の独立性に関する基準」を定めております。

当社の社外取締役または社外監査役(以下「社外役員」という。)が、当社からの独立性が高いと判断するためには、以下のいずれの要件をも満たすものとする。

1. 現在および過去において、当社および当社の関係会社(以下「当社グループ」という。)の業務執行者(注1)でないこと。加えて、社外監査役にあつては、当社グループの業務執行を行わない取締役であったことがないこと。
2. 現在および過去3年間に於いて、以下のいずれにも該当していないこと。
 - (1) 当社グループを主要な取引先とする者(注2)またはその業務執行者
 - (2) 当社グループの主要な取引先(注3)またはその業務執行者
 - (3) 当社の大株主(総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者)またはその業務執行者
 - (4) 当社グループが大株主(総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有)となっている者の業務執行者
 - (5) 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産(注4)を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家、弁護士等の法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者をいう。)
 - (6) 当社グループから多額の金銭その他の財産(注4)による寄付を受けている者またはその業務執行者
 - (7) 当社グループの業務執行者が他の会社において社外役員に就任している場合における当該他の会社の業務執行者
 - (8) 上記(1)から(7)に該当する者が重要な者である場合において、その者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族または生計を共にする者
 - (9) 当社グループの取締役(社外取締役を除く)および部門責任者等の重要な業務を執行する者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族または生計を共にする者

3. その他、独立した社外役員としての職務を果たせないと合理的に判断される事情を有していないこと。

注1 業務執行者とは、法人その他の団体の業務執行取締役、執行役、執行役員、業務を執行する社員、その他これらに類する役職者および用人等の業務を執行する者をいう。

注2 当社グループを主要な取引先とする者とは、当社グループとの取引額が年間100百万円またはその連結売上高の2%のいずれかを超える者をいう。

注3 当社グループの主要な取引先とは、当社グループとの取引額が年間100百万円または当社グループの連結売上高の2%のいずれかを超える者、当社グループの連結総資産額の2%を超える額を当社グループに融資している者をいう。

注4 多額の金銭その他の財産とは、その価額の総額が、個人の場合は年間10百万円、団体の場合はその年間売上高の2%を超えることをいう。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 **更新**

業績連動型報酬につきましては、取締役(社外取締役を除く。)の報酬をより一層業績に連動させインセンティブを高める体系とするため固定報酬とは別枠にて当該連結事業年度の親会社株主に帰属する当期純利益の2%以内の業績連動型の変動報酬枠を設けております。

また、株式報酬型ストックオプションにつきましては、株主の皆様との価値の共有、中長期の企業価値向上に対するインセンティブとして機能するよう、導入しております(社外取締役を除く。)

また、これらの取締役の報酬額の透明性と公正性を確保するため、社外取締役を委員長とし、委員の半数以上を社外取締役で構成する任意の報酬委員会を設置しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明 **更新**

中長期的な観点から株主の皆様との価値の共有を一層高めることを目的とし、当社の取締役(社外取締役を除く。)及び執行役員に対して持続的な企業価値の維持と向上に向けた健全なインセンティブとして機能させるものであります。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

第57期(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)の役員報酬(単位:百万円)

取締役に対する報酬等の総額(社外取締役除く)233百万円

監査役に対する報酬等の総額(社外監査役除く)28百万円

社外取締役に対する報酬等の総額17百万円

社外監査役に対する報酬等の総額15百万円

なお、取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与(賞与を含む)は含まれておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬等につきましては、株主総会の決議により取締役および監査役それぞれの報酬等の限度額を決定しております。

取締役の報酬は、株主総会で承認された範囲内で、取締役会の決議により決定いたします。なお、取締役会で報酬等を決議するにあたっては、その客観性を高めるため社外取締役を委員長とする報酬委員会を設け、委員会での審議を経る手続きを行うものとします。

監査役の報酬等については、株主総会で承認された範囲内で、常勤・非常勤の別、監査業務の分担の状況等に応じて監査役の協議により決定いたします。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役には、担当の窓口を設け、必要な情報の提供やミーティングのサポート等を行っています。また、監査役会では、常勤監査役の提供する監査情報や各監査役の監査結果の報告を通して、社外監査役との情報共有を図っており、必要に応じ、内部監査室がサポートする体制としております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 更新 0名

その他の事項 更新

当社は、代表取締役を経験した相談役・顧問等は存在していません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

平成30年6月27日開催の第57回定時株主総会で承認を受け、当社の取締役は9名(うち社外取締役2名)で構成されております。また、同日付の取締役に於て執行役員制度を導入しております。経営の意思決定および監督機能と業務執行機能を分離することにより、業務執行の責任の明確化を図るとともに、取締役会の監督機能の強化ならびに意思決定の迅速化による経営の効率化を目的としています。

取締役会は経営全般の意思決定機関として、業務執行を指揮・監督するとともに、経営環境の変化に対応して迅速かつ柔軟な経営判断ができるよう、原則として毎月1回以上、必要に応じて随時、機動的に開催するとともに、法令で定められた事項及び経営上の重要な事項の付議や業績の計画に対する進捗を見定めながら、経営方針を決定しております。

また全社的に内部統制を推進するための組織として、代表取締役社長を責任者とする内部統制システム推進本部を設置するとともに、コンプライアンス委員会やリスク管理委員会、情報セキュリティ委員会等の各種委員会活動を通じ、ガバナンス体制の強化に努めております。

さらに当社では監査役制度を採用しており、4名の監査役は常勤監査役2名、社外監査役2名(非常勤)で構成されております。監査役は、取締役会およびその他重要な会議への出席、重要書類の閲覧、子会社の調査などを通じた監査を行うとともに、取締役等からの個別ヒアリングを含め積極的な情報収集に努め、取締役の職務執行を十分に監査できる体制となっております。また監査役会は定期的かつ必要に応じ開催しております。なお、社外監査役には、法務分野に精通した弁護士と財務・会計に関する知見を有する公認会計士・税理士から選任しており、コンプライアンスおよび経理業務全般に対するチェック体制を充実させています。

あわせて、内部統制を強化するため内部監査室(3名)を設置しており、監査役とは各々の独立性を重視しながら、定期的な会合をもつことで連携を強め、監査計画に基づいた効率的な内部監査を実施し、その状況を代表取締役社長に報告するとともに、適宜各部門にフィードバックしております。

また当社は会計監査人として大手前監査法人を選任しており、監査役と会計監査人との間では、監査計画の確認を行い、定期的に当社および連結子会社の監査結果の報告を受け、必要に応じて報告を求めるなど、相互に情報交換を行い、連携を密にして監査の実効性および効率性の向上を図っております。

このように、監査役および内部監査室、会計監査人が緊密に連携することにより、的確かつ十分なガバナンスを総合的に運用できる体制を維持しております。

取締役候補者の指名については、社外取締役の助言をもとに、取締役会での審議を経て、取締役候補者として株主総会に上程するものとしております。また取締役の報酬については、その透明性と公正性を確保するため、社外取締役を委員長とし、院の半数以上を社外取締役で構成する報酬委員会を設置しています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、業務分掌規程ならびに職務権限規程等の社内規則に基づく責任と権限および意思決定ルールにより、現状の体制のもと、各取締役の業務執行については、適正かつ効率的に行われる体制となっております。

また、当社では、独立性のある複数の社外取締役を含む取締役会による監督機能の充実、そして、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会、情報セキュリティ委員会の各委員会活動を通じた内部統制システムの取組みの強化を図り、法務や財務・会計等について専門的な知見を有する社外監査役や監査役会、内部監査室、会計監査人との連携により、適正かつ効果的なコーポレート・ガバナンスが十分に機能する体制が整っているものと判断し、現状の体制としております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	招集通知は、株主総会開催日の概ね3週間程度前に発送しております。また、発送日より2日早く(稼働日ベース)、当社ホームページで公開しております。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会開催日は、集中日を回避する日程での設定を行っており、第57期の定時株主総会を平成30年6月27日に開催しました。
電磁的方法による議決権の行使	平成28年度の定時株主総会より電磁的方法による議決権の行使を可能にしています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	平成28年度の定時株主総会より、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームへ参加をし、国内外の機関投資家の議決権行使環境の向上に取り組んでおります。
招集通知(要約)の英文での提供	狭義の招集通知および参考書類の部分について英訳を作成し、発送日より2日早く(稼働日ベース)、当社ホームページに掲載しております。
その他	定時株主総会の議事運営をビデオ等を用いビジュアル化することにより、出席された株主に理解していただきやすく工夫しております。また、総会終了後、当社をより理解していただくため、工場などを案内する会社見学会を実施しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者 自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページに掲載しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	期末・第2四半期決算につきまして、アナリスト・機関投資家を対象とした決算説明会を東京で開催しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	平成29年度におきましては、欧州の機関投資家とアジアの機関投資家を訪問し、当社の経営全般について説明を行っております。	なし
IR資料のホームページ掲載	有価証券報告書、決算短信、株主の皆様へ、アニュアルレポート、決算説明会資料等最新の情報を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRについては総務人事部と経理財務部が連携しながら対応しており、IR担当役員には取締役経理財務部長を配置し、IR業務につきましては、総務人事部所属の5名で担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	シマセイキグループ行動基準をホームページに掲載しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社グループとして太陽光発電設備導入による省エネへの取組み、そして工場周辺には歩道として会社敷地を提供、街路樹の植栽、街灯の設置等の環境の整備、緑化推進を積極的に行っております。また、環境に配慮した人に優しい工場を建設し、従業員の働きやすい工場環境を提供し、生産効率の向上を図っております。 なお、当社では、「人に、地球に、やさしい製品づくり」を進め、「環境配慮型製品」の開発・提供を通じ環境保全に貢献し、グローバル企業としての社会的責任を果たしてまいります。そのため、当社が設計、製造、及び販売する全ての製品において、係る全ての本社業務に関して、“外部認証機関によるISO14001第三者認証”を取得しています。

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「ディスクロージャー・ポリシー」をホームページに掲載しております。
その他	当社では、人格、識見、能力に優れた有用な人材であれば、性別に関わらず、役員・経営幹部等として積極的に登用する方針です。平成27年6月開催の定時株主総会においては、社外監査役に野村祥子氏が選任され、就任し、平成28年6月開催の定時株主総会においては社外取締役に残間里江子氏が選任され、就任しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は「内部統制システムの整備に関する基本方針」として、取締役会において次のとおり決議しております。

- 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 取締役および従業員は、「シマセイキグループ行動基準」に基づき、法令・定款ならびに社会規範の遵守を図る。
 - コンプライアンス委員会のもと、当社グループ横断的なコンプライアンスの推進を図る。
 - 法令違反その他のコンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、通常の報告ルートに加え、グループ会社も対象とする企業倫理ヘルプラインを通じ報告・通報できる体制とする。なお、通報を行った者は通報を行ったことにより不利益な取扱いを受けないものとする。
 - 財務報告の信頼性を確保し、適正な財務報告を実現するため、内部統制システム推進本部のもと、財務報告に係る内部統制を整備し、その有効性を評価する。
 - 市民社会に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。
 - コンプライアンスの状況について、内部監査室が監査を行う。
- 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - 取締役の職務執行に係る情報については、法令および文書取扱規程に基づき適切かつ確実に記録・管理し、検索性の高い状態で保存する。
 - 取締役および監査役は、常時その情報を閲覧できるものとする。
 - 情報資産の重要性を認識し、情報の漏洩・紛失等を防止するため、情報セキュリティポリシーに基づき、情報セキュリティ委員会のもとその適切な管理を図る。
- 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - リスク管理を体系的に定めるリスク管理規程に基づき、リスク管理委員会のもと当社グループ全体のリスクを管理する。
 - リスク管理委員会においてリスクを分析・評価し、リスクの合理的な管理、対応策の検討を行い、リスクを継続的に監視する。
 - 不測の事態が発生した場合に、迅速かつ適切な対応を行い、損害の拡大を防止し、被害を最小限に止めるための危機管理体制を整備する。
 - リスク管理の状況については、内部監査室を通じ監査を行う。
- 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 取締役会は、各取締役の業務執行状況を正確に把握し、迅速かつ柔軟に経営判断できるよう原則として毎月1回以上、必要に応じ随時機動的に開催し、法令で定められた事項および経営上の重要事項の付議だけでなく業績の進捗についても議論し、経営方針を決定する。
 - 各取締役の業務執行については、取締役会規程および業務分掌規程ならびに職務権限規程等の社内規則に基づく責任と権限および意思決定ルールにより、適正かつ効率的に行われる体制とする。
- 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - 当社グループ会社においても「シマセイキグループ行動基準」を共有し、コンプライアンスの推進を図る。
 - 当社グループにおける効率的な内部統制システムを構築するため、グループ会社を主管する部門等を通じ事業運営やリスク管理等に関し、グループ会社への指導・支援を行う。
 - 当社の取締役等がグループ会社の役員に就任し、情報の共有を図るとともに、グループ会社の経営に関する監督機能および経営管理体制の強化を図る。
 - 関係会社管理規程により、重要案件の当社への決裁・報告制度を通じたグループ会社の経営管理を行う。
 - 当社内部監査室により、グループ会社の業務執行状況、法令・社内規定の遵守状況およびリスク管理状況等に関する内部監査を実施する。
- 監査役を補助すべき使用人に関する事項
 - 監査役の要請により、内部監査室が監査役の職務の補助を行うものとする。
 - 監査役が求めた職務に関しては、内部監査室は取締役の指揮・命令を受けないものとし、監査役の指示に従うものとする。
- 監査役への報告に関する体制
 - 当社および当社グループ会社の取締役、従業員等は、当社および当社グループの業務または業績に重大な影響を与える事項、法令・定款違反の行為、内部監査の実施状況、企業倫理ヘルプラインを通じた通報等について、すみやかに監査役に対して報告を行う。
 - 前記にかかわらず、監査役はいつでも必要に応じて、当社および当社グループ会社の取締役、従業員等に対して報告を求めることができ、報告を求められた者は迅速に対応を行うものとする。
 - 監査役に報告を行った者はその報告を行ったことを理由に不利益な取扱いを受けないものとする。
 - 監査役は、取締役の業務執行状況等を把握するため、重要と思われる会議に出席できるものとする。
- 監査役は、取締役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - 監査役がその職務の執行にあたり生じた費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要なと認められる場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
 - 監査役は、実効的な監査を行うため、代表取締役、会計監査人、内部監査室とそれぞれ定期的に意見交換会を開催することができる。
 - 監査役は、外部の専門家による監査業務に関する助言を受けることができる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(基本的な考え方)

当社グループは、市民社会に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断することを基本方針としております。

(整備状況)

上記の基本方針は、「シマセイキグループ行動基準」に明記しております。

その中で、常に良識ある行動に努め、反社会的勢力・団体に対しては、その行動を助長するような行為を行わないことを定めています。

そして万一反社会的勢力等との間で問題が発生した場合には、組織的に対応するとともに、早い段階で警察・弁護士等とも緊密な連携を取り、断固として対決することを規定しております。

また、平素においても総務人事部を窓口として、所轄の警察署や企業防衛連絡協議会等の外部専門機関との連携を通じ、情報収集や協力体制の構築に努めております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

(適時開示に係る社内体制)

当社では、情報開示に対する基本方針をあらわした「ディスクロージャー・ポリシー」を制定し、当社ホームページ等において公表しています。このポリシーに基づく当社グループの情報開示に係る社内体制は以下のとおりです。

1. 情報開示の担当部署

当社は、すべてのステークホルダーズに対して適時適切な開示を行うことを基本姿勢とし、社内規程(インサイダー取引防止規程およびディスクロージャー・ポリシー)に基づき、開示すべき会社情報を以下のとおり取扱います。

- ・情報管理責任者は総務人事担当取締役とし、会社情報の把握、集約を行い、情報開示の適否は各関係部署との協議を経て決定します。
- ・開示が必要な情報は総務人事部が管理し、迅速な開示を行います。

2. 情報開示に係る社内体制

当社グループにおいて内部情報が発生した際には、関係部署の責任者からの報告に基づいて情報管理責任者の指示のもと総務人事部が開示内容を作成します。

決算情報については経理財務担当取締役の指示を受け、経理財務部が取りまとめ開示内容を作成します。

3. 取引所への適時開示

情報管理責任者は、決定事実および決算情報については取締役会の決議を経たのち、遅滞なく情報開示を行います。また発生事実については発生後遅滞なく情報開示を行います。

情報開示の方法はTDnetへの登録、プレスリリース等を実施するとともに、当社ホームページにも当該情報を掲載し広く開示の主旨を徹底します。

コーポレートガバナンス体制図

